# 児童扶養手当の一部支給停止措置について

今回の改正により、児童扶養手当の一部が改正されましたのでお知らせいたします。

## ◎児童扶養手当の改正の趣旨

今回の規定は、平成14年の母子及び寡婦福祉法等の改正の際に、離婚後の生活の激変を一定期間内で緩和し、自立を促進するという趣旨から設けられた規定であります。

平成20年4月から、児童扶養手当の受給から5年を経過するなどの要件に該当した方 【注意1】は、下記の手続が必要となります。

受給開始から5年を経過した受給者には、届出書【注意2】が郵送されます。その届出を行なわなかった場合や、項目① $\sim$ ⑤に該当しない方は、児童扶養手当の『2分の1』が支給停止となる可能性がありますので、必ず手続を行なってください。

郵送された届出書を提出していただければ、経過月以降も同様に児童扶養手当を受給することができます。

【注意1】「児童扶養手当の受給から5年を経過する要件」とは、下記の要件のことを指します。

①支給開始月の初日から起算して5年

【平成15年4月1日において現に手当を受けている者については、平成15年4月1日から起算して5年】

又は、②手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年

【平成15年4月1日において手当の支給要件に該当している者については、平成15年4月1日から起算して7年】 上記のいずれか早い方を経過したとき

※ただし、手当の認定請求(額改定請求を含む。)をした日(平成15年4月1日において現に手当の支給を受けているものの場合は同日)において3歳未満の児童を監護する場合は、この児童が3歳に達した日の属する月の翌月からの初日から起算して5年を経過したときとします。

【注意2】5年を経過するなどの要件を経過した方には、その月の前々月に通知をします。

### 1. 手当の一部支給停止措置が適用されない事由

平成20年4月分の手当からこの規定に該当する方がいますが,今回次のいずれかの事由に該当する場合には,一部支給停止には適用除外となります。

#### 【項目】

- ①就業している
- ②求職活動などの自立を図るための活動をしている
- ③受給資格者が身体上または精神上の障害の状態にあること
- ④負傷又は疾病等により就業することが困難であること
- ⑤あなたが監護する児童又は親族が障害, 負傷, 疾病, 要介護状態等にあり, あなたが介護する 必要があるため, 就業することが困難である。(例: 親族を介護しているなど)

#### ◎手当の一部支給停止の額

全部支給の場合も,一部支給停止になっている場合も,実際の支給金額の『2分の1』です。

2. 手続をしていただいた方でも、毎年の現況届の提出時には、再度提出となります。

#### ■問い合わせ

さつま町役場 電話 53-1111

本庁 福祉課 子育て支援係 内線2133

鶴田総合支所 町民福祉課 福祉介護係 内線4113

薩摩総合支所 町民福祉課 福祉介護係 内線6122

# 平成20年度保育所徴収金(保育料)基準額表について

定率減税廃止,所得税の税源移譲に伴い,国の保育所徴収金基準額表が改正されましたので,平成20年度の保育料は次のとおりとなります。

基本的には、平成19年度と同様に国の基準額から概ね3割を町が特別軽減いたしますが階層の変動がある方については、保育料の増減がありますので、ご了承下さい。

	国		⊞Ţ				
階	国の基準額(円)		階	町の基準額(円)		· 定 義	
階層	3歳未満児	3歳以上児	階層	3歳未満児	3歳以上児		
1	0	0	Α	0	0	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	
2			B1	0	0	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	A階層を除き町民税非課税世帯の うち町長が認める世帯
2	9,000	6,000	B2	6,800	4,500		A階層を除き町村民税非課税世帯
3	3 19,500	16,500	C1	10,700	8,400		A階層を除き市町村民税世帯均等 割課税世帯
3			C2	14,700	12,400		A階層を除き市町村民税世帯所得 割課税世帯
4	30,000	27,000	D1	20,500	18,300	A階層を除き前 年分の所得税課 税世帯であって、 その所得税の額 の区分が次の区 分に該当する世 帯	所得税 40,000円未満
5	44,500	41,500	D2	27,900	25,700		40,000円以上 72,000円未満
5			D3	33,300	29,100		72,000円以上 103,000円未満
6	61,000	58,000	D4	37,700	33,900		103,000円以上 258,000円未満
6			D5	43,500	37,000		258,000円以上 413,000円未満
7	80,000	77,000	D6	52,000	40,500		413,000円以上

同一世帯から保育園、幼稚園を利用している場合2人目が半額、3人目以降が1/10に減額となります。

平成20年度予算で見る保育所運営費(平成19年度実績値により、700人入所で算定)

項 目	算定式等	金額(百万円)	1人当り(千円)	備考
支弁額	1	697	996	保育所へ支払う運営費
保育料(国基準)	2	223	319	国が定める保育料
保育料(町基準)	3	149	213	町が独自に軽減した後の保育料
国庫負担基本額	4=1-2	474	677	国,県,町の法定負担の合計額
国庫負担額	⑤=④×1/2	237	339	国の法定負担額
県負担額	6=4×1/4	118.5	169	県の法定負担額
町負担額	⑦=④×1/4	118.5	169	町の法定負担額
保育料軽減町負担額	8=2-3	74	106	町が独自に軽減した保育料の町負担分

※ 町の負担は、⑦+8=約1億9千2百万円

#### ■問い合わせ

さつま町役場 電話 53-1111

本庁 福祉課 子育て支援係 内線2133

鶴田総合支所 町民福祉課 福祉介護係 内線4113 薩摩総合支所 町民福祉課 福祉介護係 内線6122

